

旧優生保護法補償金等支給にかかる認定状況等について

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（令和7年1月17日施行。以下「新法」という。）に基づく補償金等について、下記のとおり新たに**4名の認定**がありました。

少子化対策課内には、

「旧優生保護法補償金、一時金受付・相談窓口（専用電話 TEL 029-301-3270）」を設置しておりますので、周知について引き続き、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

○新法に基づく本県の認定状況（2025年3月27日現在）

優生手術等補償金認定計：7名（今回認定4名）

（内訳）

被害者本人	（1,500万円）	：5名	※今回認定分3名
被害者本人の遺族	（1,500万円）	：1名	※今回認定分1名
配偶者	（500万円）	：1名	
			計：7名

※上記被害者本人は、いずれも新法施行前に優生手術等一時金が認定された方。

（参考1）旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（旧法）に基づく一時金認定状況
優生手術等一時金：認定47名

（参考2）全国の状況については、こども家庭庁のHPを参照してください。

URL:<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin>

【問合せ先】

茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課 藤井

電話 029-301-3257

FAX 029-301-3264